

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金保険料を自分で納付していた。申立期間については、納付書が送付されてきて分割して納付していた。未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「送付されてきた納付書により分割して納付していた。」と主張しているところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間の直前の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの保険料を 5 回に分割して 63 年 11 月から平成 2 年 1 月までに納付していることが確認できる上、上記の保険料を分割して納付していた時期は、申立人が有限会社 B に勤務し厚生年金保険に加入していた頃（昭和 63 年 10 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで）であり、保険料を納付する資力があつたと考えられることから、申立期間についても納付したとする主張に不自然さはみられない。

さらに、オンライン記録から、平成 2 年 2 月 5 日に国民年金保険料の納付書が作成されている記録が確認できることから、当該時点で申立期間に係る過年度納付書が発行されたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万6,000円に、申立期間②は30万8,000円に、申立期間③は30万円に、申立期間④及び⑤は25万7,000円に、申立期間⑥は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 8 月 12 日
③ 平成 16 年 12 月 22 日
④ 平成 17 年 8 月 12 日
⑤ 平成 17 年 12 月 26 日
⑥ 平成 18 年 8 月 15 日

有限会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書のとおり厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥までの賞与支払明細書により、申立人は申立期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①については30万6,000円、申立期間②については30万8,000円、申立期間③については30万円、申立期間④及び⑤については25万7,000円、申立期間⑥については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成3年10月は11万8,000円に、同年12月は11万円に、4年1月から同年5月までは11万8,000円に、同年6月は10万4,000円に、同年7月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月1日まで
ねんきん定期便が届いたので、当時の給与支払明細書（一部期間）と照合したところ、A株式会社に勤務した期間について、厚生年金保険料控除額が一致しない部分があった。調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成3年10月、4年3月、同年4月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、3年10月、4年3月及び同年4月は11万8,000円、同年6月は10万4,000円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち平成3年12月から4年2月まで、4年5月及び同年

7月の標準報酬月額については、申立人から提出された平成3年分の給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び4年分の同所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料控除額より推認できる厚生年金保険料控除額又は上記の所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額から、3年12月は11万円、4年1月、同年2月、同年5月及び同年7月は11万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額の記録が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年11月については、申立人から提出された給与支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給与支払明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月 1 日から平成 14 年 10 月 1 日までの期間及び 14 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 30 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、昭和 63 年 12 月から平成元年 11 月までは 10 万 4,000 円に、元年 12 月は 11 万 8,000 円に、2 年 1 月から同年 8 月までは 10 万 4,000 円に、2 年 9 月から 3 年 8 月までは 11 万 8,000 円に、3 年 9 月から 4 年 8 月までは 12 万 6,000 円に、4 年 9 月から 6 年 8 月までは 16 万円に、6 年 9 月及び同年 10 月は 17 万円に、6 年 11 月から 7 年 8 月までは 15 万円に、7 年 9 月から 8 年 9 月までは 17 万円に、8 年 10 月から 9 年 8 月までは 16 万円に、9 年 9 月から 12 年 3 月までは 20 万円に、12 年 4 月から 13 年 2 月までは 22 万円に、13 年 3 月から 14 年 9 月までは 26 万円に、14 年 12 月は 24 万円に、15 年 1 月は 22 万円に、同年 2 月は 24 万円に、同年 3 月は 22 万円に、同年 4 月は 24 万円に、同年 5 月は 26 万円に、同年 6 月は 22 万円に、同年 7 月は 24 万円に、同年 8 月は 28 万円に、15 年 9 月から同年 11 月までは 22 万円に、同年 12 月は 24 万円に、16 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円に、同年 3 月は 24 万円に、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円に、同年 6 月は 26 万円に、同年 7 月及び同年 8 月は 24 万円に、同年 9 月は 22 万円に、同年 10 月は 24 万円に、同年 11 月は 28 万円に、同年 12 月は 24 万円に、17 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円に、同年 3 月から同年 6 月までは 24 万円に、同年 7 月は 26 万円に、17 年 8 月から同年 10 月までは 24 万円に、同年 11 月及び同年 12 月は 26 万円に、18 年 1 月は 28 万円に、同年 2 月及び同年 3 月は 32 万円に、同年 4 月は 26 万円に、同年 5 月は 28 万円に、18 年 6 月から同年 8 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和63年6月21日から平成18年9月30日まで

「ねんきん特別便」が届いたので、株式会社Aに勤務していた申立期間に係る記録を確認したところ、厚生年金保険料の納付額が、私が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と相違していることが分かった。

給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年9月から6年9月までの期間、12年1月から14年9月までの期間、14年12月から17年12月までの期間及び18年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額、並びに株式会社Aでは、「申立期間当時の厚生年金保険料控除は翌月控除だった。」と回答していることを踏まえると、5年9月から6年8月までは16万円に、6年9月は17万円に、12年1月から同年3月までは20万円に、12年4月から13年2月までは22万円に、13年3月から14年9月までは26万円に、14年12月は24万円に、15年1月は22万円に、同年2月は24万円に、同年3月は22万円に、同年4月は24万円に、同年5月は26万円に、同年6月は22万円に、同年7月は24万円に、同年8月は28万円に、15年9月から同年11月までは22万円に、同年12月は24万円に、16年1月及び同年2月は22万円に、同年3月は24万円に、同年4月及び同年5月は28万円に、同年6月は26万円に、同年7月及び同年8月は24万円に、同年9月は22万円に、同年10月は24万円に、同年11月は28万円に、同年12月は24万円に、17年1月及び同年2月は22万円に、17年3月から同年6月までは24万円に、同年7月は26万円に、17年8月から同年10月までは24万円に、同年11月及び同年12月は26万円に、18年4月は26万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成5年8月、6年10月、7年12月及び8年1月、11年12月、18年1月、同年3月、同年5月、同年8月の標準報酬

月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額、又は給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額、又は同源泉徴収票に記載された支払金額から推認できる報酬月額から、5年8月は16万円に、6年10月は17万円に、7年12月及び8年1月は17万円に、11年12月は20万円に、18年1月は28万円に、同年3月は32万円に、同年5月は28万円に、同年8月は32万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、昭和63年12月から平成5年7月までの期間、6年11月から7年11月までの期間、8年2月から11年11月までの期間、18年2月、同年6月及び同年7月の標準報酬月額については、当該期間の給与明細書は無いものの、申立人から提出された前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額を基に推認される保険料控除額、又は給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額、又は同源泉徴収票に記載された支払金額から推認できる報酬月額から、昭和63年12月から平成元年11月までは10万4,000円に、元年12月は11万8,000円に、2年1月から同年8月までは10万4,000円に、2年9月から3年8月までは11万8,000円に、3年9月から4年8月までは12万6,000円に、4年9月から5年7月までは16万円に、6年11月から7年8月までは15万円に、7年9月から同年11月までは17万円に、8年2月から同年9月までは17万円に、8年10月から9年8月までは16万円に、9年9月から11年11月までは20万円に、18年2月は32万円に、同年6月及び同年7月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、長期間にわたりオンライン記録の標準報酬月額と一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年10月及び同年11月については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和 63 年 6 月から同年 11 月までについては、株式会社 A では、「申立人の申立期間当時の報酬月額等を確認できる資料が無く、不明である。」と回答しており、同社の事務担当者も、「社長に任せていたので、保険料の控除方法等については分からない。」と述べている上、申立人自身も当該期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を所持していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている形跡も無い。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田国民年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、市町村役場から郵送された納付書により、A信用組合の窓口で毎月 100 円を納付していた。納付書は無くしたが納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料について、市町村役場から郵送された納付書により A 信用組合の窓口で毎月納付していた。」と主張しているが、国民年金保険料の納付書による納付方式が開始されたのは 46 年以降であり、国民年金制度が発足した申立期間当時、国民年金保険料の納付は、国民年金手帳の印紙貼付欄に国民年金印紙を貼付し、検認印を受ける印紙検認方式により行われていたことから、申立人の主張と当時の納付方式とは相違している。

また、申立期間当時、過年度保険料については、社会保険事務所（当時）が発行した納付書により、一部の金融機関の窓口で納付することが可能であったが、申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、後から納付したことはなかった。」と述べている上、年金事務所では、「申立期間当時、信用組合では国民年金保険料を納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時に所持していたと記憶する国民年金手帳の形状は、その当時のものとは相違している上、昭和 46 年以降に使用された年金手帳の形状と似ていることから、申立人は、46 年当時に国民年金保険料を納付していたことと申立期間とを誤認している可能性が考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 57 年 6 月まで
亡父名義の A 金融機関の普通預金通帳から、世帯の国民年金保険料が引き落とされている記録が確認できるので、亡父が私の保険料も納付していたはずである。
申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 59 年 6 月 26 日であり、同年 4 月 1 日に任意被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも同年 4 月 1 日に初めて国民年金被保険者となった旨の記載が確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているため、申立人の父親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、申立人は、「父から別の年金手帳を手渡された記憶は無い。」と述べているなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から提出された、申立人の父親名義の A 金融機関の普通預金通帳の写しから、昭和 52 年 11 月、54 年 11 月及び 55 年 11 月に、世帯 3 人分の各 1 年分の国民年金保険料相当額が引き落とされていることが確認できるところ、B 市町村が保管する国民年金被保険者カード及び年金事務所が保管する国民年金被保険者台帳から、当時、申立人の父母及び義兄の 3 人が国

民年金の被保険者であったことが確認できることから、当該保険料は申立人の父母及び義兄の3人分であったことがうかがえ、56年11月に、世帯二人分の1年分の国民年金保険料相当額が引き落とされていることが確認できる。当時、申立人の父母の二人が国民年金の被保険者であったことが確認できることから、当該保険料は申立人の父母の二人分であったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡している上、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から6年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から6年3月まで

私は、申立期間当時、学校に在籍し母から国民年金保険料の免除申請の手続を行ってもらったが、卒業後に母から当該期間の保険料を納付するように言われ、現金及び国民年金手帳を渡されたので、平成6年3月又は同年4月に自分で追納した。

申立期間について、国民年金保険料を追納していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年3月又は同年4月に、母から申請免除承認期間の国民年金保険料を追納すると言われ、現金と年金手帳を渡され、A市町村役場B支所内の金融機関で納付した。」と主張しているところ、申立人の母親は、「息子に渡したのは年金手帳だけであり、息子が夏のボーナスで納付したと思う。」と述べており、申立人の主張とは齟齬がみられる。

また、申請免除承認期間の国民年金保険料を追納するためには、社会保険事務所（当時）において、納付書を発行してもらう必要があるところ、申立人及びその母親は、納付書に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録を確認したが、納付書が作成された事跡は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 57 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月まで

時期は明確に記憶していないが、私は、A市町村役場から国民年金への加入勧奨を受け、加入手続を行い、市町村役場内にあったB銀行の派出所で国民年金保険料を毎月納付していた。

これまで、国民年金保険料については全て納付していたと記憶しているので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市町村役場から国民年金への加入勧奨を受け、加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付した。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 61 年 3 月 26 日であり、同年 4 月 1 日に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳及びA市町村が保管する国民年金被保険者カードにも、同年 4 月 1 日に強制加入被保険者として初めて被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間となっているため、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したと記憶する国民年金保険料の金額は、申立期間

当時の保険料額とは相違している上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年10月8日まで
② 昭和33年4月8日から同年9月16日まで
③ 昭和34年4月13日から同年8月26日まで
④ 昭和35年4月12日から同年7月21日まで
⑤ 昭和36年4月7日から同年8月12日まで
⑥ 昭和37年4月14日から同年8月7日まで
⑦ 昭和39年4月13日から同年5月1日まで
⑧ 昭和39年5月1日から同年8月30日まで

私は、申立期間①について、A株式会社のB船、申立期間②から⑥までについて、同社のC船をそれぞれ母船とする船団の作業員として働いた。しかし、昭和31年、33年から35年までは3万円、36年及び37年は4万円ほどの月収だったので、標準報酬月額が低すぎる。

また、申立期間⑦及び⑧については、D株式会社のE船を母船とする漁の作業員として働いた。当時、5万円ほどの月収だったので、標準報酬月額が低すぎる。

申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑥までについて、申立人は、「A株式会社の漁船に乗っていた期間の給与については、申立期間①から④までの月収は3万円、申立期間⑤及び⑥は4万円ぐらいだったので、標準報酬月額が低すぎる。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する船員保険被保険者台帳を確認したが、申立人の申立期間①から⑥までの標準報酬月額は、国の

オンライン記録と一致している。当時の賃金台帳は保管していないが、漁船員の標準報酬月額については漁船告示（昭和 32 年 8 月 2 日厚生省告示第 261 号）に基づき算定し、当該標準報酬月額に基づく船員保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

また、A株式会社（B船及びC船）に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①については、申立人と同じ職務の作業員であった 97 人全員の標準報酬月額が 1 万 8,000 円、申立期間②については、申立人と同じ職務の作業員であった 85 人全員の標準報酬月額が 1 万 8,000 円、申立期間③については、同じ職務の作業員であった 106 人全員の標準報酬月額が 1 万 8,000 円、申立期間④については、申立人と同じ職務の作業員であった 66 人全員の標準報酬月額が 2 万 2,000 円、申立期間⑤については、申立人と同じ職務の作業員であった 77 人全員の標準報酬月額が 2 万 8,000 円、申立期間⑥については、申立人と同じ職務の作業員であった 77 人全員の標準報酬月額が 3 万 3,000 円であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記の船員保険被保険者名簿から、申立期間①から⑥当時、申立人と同じ職務であったことが確認できる複数の者から聴取したが、自身の標準報酬月額について差異があるとする者はみられないほか、同被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡もない。

2 申立期間⑦及び⑧について、申立人は、「D株式会社の漁船に乗っていた期間であるが、報酬は月額 5 万円ほどであったので標準報酬月額が低すぎる。」と主張している。

しかしながら、D株式会社では、「船員保険の標準報酬月額は、漁船告示に基づき算定していた。また、漁は 5 月出漁と定められていたので、4 月（申立期間⑦）に漁獲は無く、本給のみの支給であったので出漁期間より標準報酬月額が低額であった。」と回答している。

また、オンライン記録及びD株式会社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間⑦については、申立人と同日付けで資格を取得している 10 人の中で、漁労長を除く甲板員 5 人（申立人を含む。）及び機関員 4 人の標準報酬月額は全員が 1 万 6,000 円であり、申立期間⑧については、漁労長を除く甲板員 5 人（申立人を含む。）及び機関員 4 人の標準報酬月額は全員が 4 万 2,000 円であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記の船員保険被保険者名簿から、申立期間⑦及び⑧当時、申立人と同じ漁船に乗っていたことが確認できる複数の者から聴取したが、自身の標準報酬月額について差異があるとする者は無く、その中の一人は、

申立期間⑦について、「4月は出漁準備期間であって、月額が低いのは出漁していないからだと思う。」と述べているほか、同被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡もない。

- 3 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 30 日まで

私は、A株式会社B営業所が設立された時に入社し、会社などを回って営業をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B営業所に勤務していた事務員の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社同営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社の事業主及び同社B営業所の所長は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記の事務員は、「A株式会社B営業所の社員の厚生年金保険の加入手続については、本社で行っていた。」と述べているところ、同社本社に勤務していた複数の元社員は、「本社で一括して厚生年金保険の加入手続を行っていた。内勤の社員は厚生年金保険に加入させていたが、営業の社員は歩合制で厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、上記のA株式会社B営業所に勤務していた事務員は、「同営業所では、内勤の社員は所長及び自分の二人だけであり、申立人を含めてほかの社員は全て営業であった。」と述べているところ、申立人も、「営業社員で給料は歩合制であった。」と述べているほか、申立期間当時、同社同営業所に勤務し、営業社員であった者については、連絡先が確認できないことから、厚生年金保険料の控除等について聴取することができない。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 11 月及び同年 12 月は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 29 日から 14 年 1 月 1 日まで

私は、平成 13 年から 20 年まで毎年、4 月から 12 月末まで A 事業所の非常勤職員として勤務し、14 年以降については、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が翌年 1 月 1 日とされているが、13 年のみ資格喪失日が同年 12 月 29 日とされている。

しかし、私が所持する平成 13 年 12 月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 13 年 12 月の給与明細書から、同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成 13 年 12 月 29 日に同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる上、同事業所では、「当事業所が保管する申立人に係る任用通知書を確認したところ、申立人の任用期間は、13 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日までであり、任用満了日の翌日の同年 12 月 29 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする手続を行っている。また、当時の出勤簿から、申立人の出勤日は同年 12 月 28 日までであったことが確認できる。」と回答している。

また、申立人の平成 13 年 12 月分の給与から厚生年金保険料を控除していることについて、A 事業所では、「当時、事務処理を誤って保険料を控除したものであるが、当事業所が保管する総勘定元帳等を確認したところ、申立人に対し、誤って控除した 13 年 12 月分の厚生年金保険料及び健康保険料を

14年1月18日に還付していることが確認できた。」と回答している。

なお、平成14年以降については、申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が翌年1月1日とされているが、確認のとれた14年及び15年の任用通知書では、任用期間は12月31日までと記載されており、いずれもオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。